

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	平成28年度東住吉区小学生英語交流事業業務委託	その他	株式会社イング	4,191,670円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成28年度東住吉区中学生海外派遣事業業務委託	その他	日通旅行株式会社	4,877,140円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成28年度東住吉区高校生企業交流事業業務委託	その他	N P O 法人 J A E	1,962,090円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	東住吉区地域福祉サポート事業業務委託	その他	社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協 議会	17,134,476円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
5	東住吉区子育て力アップキャッチ&フォロー事業委託	その他	特定非営利活動法人ハートフレンド	2,740,000円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
6	東住吉区地域活性化促進事業（東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業）	その他	大阪市コミュニティ協会・地域計画建築 研究所共同体 一般財団法人大阪市コ ミュニティ協会	7,350,000円	平成28年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
7	「東住吉区における大阪市地域福祉活動推進事業」業務委託	その他	社会福祉法人ふれあい共生会	1,173,432円	平成28年7月29日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
8	平成28年度東住吉区人権啓発推進事業（人権講演会及び人権啓発イベント）	催 事	一般財団法人大阪教育文化振興財団	1,246,718円	平成28年10月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
9	庁舎維持管理用東住吉区役所中央監視装置部品交換業務委託	その他	東テク株式会社大阪支店	1,015,200円	平成29年2月2日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
10	庁舎維持管理用東住吉区役所ガスヒートポンプエアコン修繕業務委託	その他	鴻池運輸株式会社テクノサービス	1,172,124円	平成29年2月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G31	-

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

No.1

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 28 年度東住吉区小学生英語交流事業

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

株式会社イングは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 28 年度東住吉区中学生英語交流事業

2 契約の相手方

日通旅行株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

日通旅行株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 28 年度東住吉区高校生英語交流事業

2 契約の相手方

NPO法人JAE

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

NPO法人JAEは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務を実施するには、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源と連携して、地域福祉の推進に必要な個人情報を適切に利用し、積極的に関係機関と共有することが求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体  
一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要である。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体 一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区子育て力アップ「キャッチ&フォロー」事業

2 契約の相手方

特定非営利法人ハートフレンド

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで子育てのしづらさを抱えている親子等の居場所を作り、前向きに楽しく子育てができる養育者を増やすことを目的としている。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

特定非営利法人ハートフレンドは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9733）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区における大阪市地域福祉活動推進事業

2 契約の相手方

社会福祉法人ふれあい共生会

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、地域福祉活動に関する知識と経験、専門性並びに地域事情に精通していることが必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けられることができる。

社会福祉法人ふれあい共生会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区保健福祉課(電話番号 06-4399-9851)



随意契約理由書

1 案件名称

平成 28 年度東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

一般社団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式(プロポーザル方式)により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般社団法人大阪教育文化振興財団は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区区民企画課(電話番号 06-4399-9908)

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所中央監視装置部品交換業務委託

2 契約の相手方

東テク株式会社

3 随意契約理由

当区庁舎の中央監視装置保守点検業務については東テク株式会社が請け負っている。

東住吉区役所 5 階放送室内の中央監視装置のバッテリー等部品が耐用年数を迎えており、加えてこれらの部品がまもなく製造中止となるため、交換作業を行う。5 階放送室の中央監視装置については、庁舎内各機械設備の操作や、異常を通知する機能を果たしている。

バッテリー等は中央監視装置が停電時に安全に運転を停止する役割や、システムを保護する役割があるため、対応が必要である。

当区の中央監視装置の保守点検業務は東テク株式会社が行っており、機器の詳細及び専門的知識を有し、不具合が生じた場合の対応も熟知しているため、同社が効率的で確実な作業を実現できるため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9975）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所ガスヒートポンプエアコン修繕業務委託

2 契約の相手方

鴻池運輸株式会社テクノサービス

3 随意契約理由

東住吉区役所東エリアの 1 階南系統のガスヒートポンプエアコンが電源基盤等不良により作動しないため、電源基盤等の取り替え修繕作業を行う。

東エリアの 1 階南側では、乳幼児健診など各種検診事業などを実施する。これらの事業実施にあたっては冷暖房運転による健康管理が必須のため、対応が必要である。

当該ガスヒートポンプエアコン電源基板等の部品については、すでに生産が終了し市場に流通していないが、大阪ガス株式会社は交換できる部品を有しており、その業務用空調メンテナンス会社で東住吉区を含むエリアを担当している鴻池運輸株式会社テクノサービスが取替修繕作業を行うことが可能である。

よって、鴻池運輸株式会社テクノサービスと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区総務課（電話番号 06-4399-9975）